［注１　略］

２　再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記32に該当する場合は、この限りでない。

［３・４　略］

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は32に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、17、18、19又は24に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記32のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

［８～10　略］

様式第４の２（第４条の２第３項第９号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

［表略］

［注１～６　略］

様式第４の３（第４条の２第３項第12号関係）

電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書

［表略］

［注１・２　略］

様式第５（第５条第１項関係）

電気通信事業変更登録申請書

［略］

電気通信事業法第13条第１項の規定により、同法第10条第１項第３号又は第４号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

［表略］

［注１・２　略］

様式第５の２（第５条第２項第１号関係）

電気通信事業変更登録申請書　兼　認定電気通信事業変更認定申請書

［略］

電気通信事業法第13条第１項の規定により同法第10条第１項第３号又は第４号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第１項の規定により同法第117条第２項第２号又は第３号の事項の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

［表略］

［注１・２　略］

［注１　同左］

２　再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記31に該当する場合は、この限りでない。

［３・４　同左］

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は31に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、16、17、18又は23に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記31のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

［８～10　同左］

様式第４の２（第４条の２第３項第７号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

［表同左］

［注１～６　同左］

様式第４の３（第４条の２第３項第10号関係）

電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書

［表同左］

［注１・２　同左］

様式第５（第５条第１項関係）

電気通信事業変更登録申請書

［同左］

電気通信事業法第13条第１項の規定により、同法第10条第１項第２号又は第３号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

［表同左］

［注１・２　同左］

様式第５の２（第５条第２項第１号関係）

電気通信事業変更登録申請書　兼　認定電気通信事業変更認定申請書

［同左］

電気通信事業法第13条第１項の規定により同法第10条第１項第２号又は第３号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第１項の規定により同法第117条第２項第２号又は第３号の事項の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

［表同左］

［注１・２　同左］